

1. 体位性頻脈症候群(POTS)の診断基準の策定を推進してください。
2. 体位性頻脈症候群(POTS)について、新型コロナウイルス感染症後の罹患も含め、各都道府県における診療体制の整備を推進してください。
3. 症状が改善し、就学、就労、日常生活の困難が軽減、解消することをめざし、体位性頻脈症候群(POTS)に対する効果的な治療方法、治療薬の開発と、診療ガイドラインの策定を推進してください。
4. 疾患が医学的に正しく認識され、患者の人権が保障されるように、体位性頻脈症候群(POTS)の病型を特定するための診断方法、診断薬の開発を推進してください。

(答)

- 厚生労働科学研究費補助金難治性疾患性政策研究事業は、全ての難病及び小児慢性特定疾病の患者が受ける医療水準の向上と患者のQOL向上に貢献することを目的とし、診療体制の向上や全国的な疫学調査、診断基準・重症度の策定、診療ガイドライン等の整備、AMED研究を含めた関連研究との連携等を目標としております。
  
- 体位性頻脈症候群(POTS)に関しても、研究者から当該事業に応募していただき、採択された場合には研究費の支援を行うことが可能です。

○ なお、新型コロナ感染後の罹患後症状については、「診療の手引き」(※)において、

- ・ 新型コロナ感染後に体位性頻脈症候群(POTS)に類似した症候がみられることもあること
- ・ POTS を鑑別診断に入れて検査を行うこと
- ・ 必要に応じて、専門医へ紹介すること

等を記載しております。

(※)新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント 第3.0版

○ また、各都道府県における罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関を、厚生労働省のホームページで公表しております。

(健康・生活衛生局難病対策課)

(健康・生活衛生局感染症対策課)

6. 体位性頻脈症候群(POTS)により就労や日常生活に困難をきたしている患者が、就労支援や生活支援を受けられるように、整備を推進し、周知を行ってください。

(答)

- 障害者雇用促進法においては、「心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」を「障害者」と定義しており、これに該当する方については、障害者雇用促進法上の「障害者」に含まれます。
  
- このため、体位性頻脈症候群(POTS)により就労や日常生活に困難をきたしている方についても、
  - ・ ハローワークが中心となり、地域の関係機関が連携し、就職から職場定着まで一貫して支援を行う「障害者向けチーム支援」
  - ・ 障害者職業センターにおいて、職場にジョブコーチが出向き、障害者及び事業主双方に対して支援するジョブコーチ支援
  - ・ 障害者就業・生活支援センターによる、関係機関と連携した、就業面と生活面の一体的な支援の対象となり得ます。
  
- また、雇用の場面における差別禁止・合理的配慮の提供義

務についても同様に、障害者雇用促進法上の「障害者」であれば対象となります。

- 障害福祉サービスでは、一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者を対象に、就労移行支援の提供により、可能な限り一般就労できるよう支援するとともに、一般就労が困難な場合であっても、就労継続支援 A 型・B 型を利用できる体系となっています。
- また、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に対して、就労に伴う生活面の課題解決や、企業や関係機関等との連絡調整など、就労定着支援において、職場定着に向けた支援を実施しています。
- 加えて、厚生労働省では、体位性頻脈症候群(POTS)を含む反復・継続して治療が必要となる疾病を抱える労働者に対する、事業場における治療と仕事の両立支援の具体的な取組を取りまとめた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を公表し、企業や医療機関に対して周知しているところです。
- そして、身体障害の認定にあたっては、原則として、原因となる疾病に関わらず、障害の状態が認定基準に該当するか

どうかで判断することとしており、認定基準に該当すれば身体障害者手帳の交付の対象となります。

- 身体障害者手帳が交付されることによって、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用することが可能となります。
  
- 希望や能力に応じて、やりがいをもって活躍することができる社会の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

(職業安定局障害者雇用対策課)

(障害保健福祉部障害福祉課)

(労働基準局安全衛生部労働衛生課)

(障害保健福祉部企画課)